

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2024年2月14日
【四半期会計期間】	第70期第1四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	株式会社ダイイチ
【英訳名】	DAIICHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若園 清
【本店の所在の場所】	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
【電話番号】	0155(38)3456(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼企画IR担当 西崎 進
【最寄りの連絡場所】	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
【電話番号】	0155(38)3456(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼企画IR担当 西崎 進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第1四半期 累計期間	第70期 第1四半期 累計期間	第69期
会計期間	自2022年 10月1日 至2022年 12月31日	自2023年 10月1日 至2023年 12月31日	自2022年 10月1日 至2023年 9月30日
売上高 (千円)	12,670,686	13,385,653	48,047,828
経常利益 (千円)	657,861	691,484	1,820,592
四半期(当期)純利益 (千円)	452,420	476,077	1,234,532
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,639,253	1,639,253	1,639,253
発行済株式総数 (株)	11,438,640	11,438,640	11,438,640
純資産額 (千円)	15,057,784	16,017,933	15,854,267
総資産額 (千円)	23,119,890	24,830,576	23,483,470
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	39.59	41.70	108.04
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	25.00
自己資本比率	65.1	64.5	67.5

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

また、当社は、単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行したことにより、10月には訪日外国人数がコロナ前の水準を上回るなど人流が回復、加えて半導体等の材料不足緩和に伴う生産回復などにより、経済の正常化が更に進みました。

一方で、ウクライナ・ロシア情勢に加え、中東情勢も緊張状況が続く、為替やエネルギー価格が不安定化、物価は上昇幅が縮小しつつありますが、高止まりの状況で推移し、米国・中国経済の減速懸念も含め、景気の先行きに関しましては、下押し圧力の強い不透明な状況が続いております。

スーパーマーケット業界におきましては、長引く物価高によりお客様の「節約志向」、「買い控え傾向」が一層強まっていることに加え、各種経費の増加、業種・業態の垣根を越えた競争の激化など、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社は、2023年11月に公表しました中期経営計画(2024年9月期～2026年9月期)に基づき、基本方針である『普段の食生活を通じて、地域を笑顔に』の実現に向けて、「商品力・販売力の向上」、「お客様利便性の向上」、「労働環境の改善」、「環境保全・地域活性化」、「効率化の推進」、「株主還元強化」などへの取組みをスタートしました。

初年度である第70期に関しましては、コンプライアンスの徹底とガバナンス強化、出店戦略推進、競合店対策強化、商品力強化(コア商品の開発推進等)、セブン&アイ・ホールディングスとの連携強化、人財の増強(採用・育成強化、労働環境改善)、効率化・オペレーションコストの削減、社会貢献、地域貢献を通じた地域密着型企業の深化、を重点実施事項としております。当第1四半期累計期間における主な取組み結果としましては、出店戦略推進への取組みとして、2023年11月30日に「すすきの店」をオープンしました。すすきの店は多くのお客様にご利用いただいております、平日の来店客数(お買い物いただいたお客様数)は当社店舗中最多と、売上への貢献だけでなく、ダイイチブランドの発信拠点としての役割も十分果たすことができいております。商品力強化への取組みの一環として、物価高によるお客様の節約志向や多様化するお客様ニーズに的確に対応していくため、量目も含めた商品ラインアップの見直し・拡充に努め、買い控えによる販売点数減少傾向歯止めにも効果を上げつつあります。

12月末現在の店舗数は、帯広ブロック9店舗、旭川ブロック7店舗、札幌ブロックは前述したすすきの店の出店により7店舗となり、全ブロック合計で23店舗となりました。

今後の店舗戦略としましては、2024年秋頃に千歳店(仮称)の出店、同時期にイトーヨーカドー帯広店退店後の1階食品スーパーマーケット区画への出店検討など、引き続きドミナントの拡充を進めてまいります。

イトーヨーカ堂を含めた、セブン&アイ・ホールディングスとの連携強化につきましては、セブンプレミアム商品の取扱拡充、帯広地区におけるイトーヨーカドー帯広店との共同販促の実施、グループ包括保険の活用、リスク管理などの有用な情報交換などに努めております。

売上高につきましては、前述のすすきの店の新規出店や商品戦略に加え、地域別・店舗別のきめ細やかな販売戦略とお客様の期待に応える価格戦略の展開、サービス・接客向上への継続的な取組みなどが奏功し、前年同期に比べ5.6%増加となりました。また、地域別の売上高につきましては、帯広ブロックは55億1百万円(前年同期比4.0%増)、旭川ブロックは37億67百万円(前年同期比3.2%増)、札幌ブロックは「すすきの店」の効果等により41億16百万円(前年同期比10.4%増)となりました。

売上総利益率につきましては25.8%となり、前年同期比0.7ポイント改善しました。

販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は21.7%となり、前年同期比0.7ポイント増加しました。

これらの結果、第1四半期累計期間における売上高は133億85百万円(前年同期比5.6%増)、営業利益は6億88百万円(前年同期比5.1%増)、経常利益は6億91百万円(前年同期比5.1%増)、四半期純利益は4億76百万円(前年同期比5.2%増)となりました。

財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産につきましては、前事業年度末に比べ13億47百万円増加の248億30百万円となりました。流動資産においては、売掛金の増加3億79百万円等により、前事業年度末に比べ7億30百万円増加の109億23百万円となりました。固定資産においては、すすきの店の出店による建物の増加6億45百万円等により、前事業年度末に比べ6億16百万円増加の139億7百万円となりました。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債につきましては、前事業年度末に比べ11億83百万円増加の88億12百万円となりました。流動負債においては、買掛金の増加10億72百万円に対し、未払法人税等の減少1億52百万円、賞与引当金の減少1億70百万円等により、前事業年度末に比べ10億72百万円増加の66億66百万円となりました。固定負債においては、すすきの店出店による資産除去債務の増加1億97百万円等により、前事業年度末に比べ1億10百万円増加の21億46百万円となりました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産につきましては、前事業年度末に比べ1億63百万円増加の160億17百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加1億90百万円等によるものであります。この結果、自己資本比率は64.5%となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数について著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、当社の生産、受注及び販売の実績について著しい変動はありません。

(8) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、当社の主要な設備について著しい変動はありません。

(9) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,438,640	11,438,640	東京証券取引所 スタンダード市場 札幌証券取引所	単元株式数100株
計	11,438,640	11,438,640	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年10月1日 ~2023年12月31日	-	11,438,640	-	1,639,253	-	1,566,100

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 12,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,422,900	114,229	-
単元未満株式	普通株式 3,740	-	-
発行済株式総数	11,438,640	-	-
総株主の議決権	-	114,229	-

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ダイイチ	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47	12,000	-	12,000	0.10
計	-	12,000	-	12,000	0.10

（注）当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、40,388株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人銀河による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,781,592	7,784,049
売掛金	721,285	1,100,688
商品及び製品	1,087,384	1,215,383
原材料及び貯蔵品	2,354	2,248
その他	601,153	822,170
貸倒引当金	1,500	1,500
流動資産合計	10,192,270	10,923,040
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	4,157,958	4,803,859
土地	6,103,365	6,103,365
その他(純額)	1,228,082	1,151,534
有形固定資産合計	11,489,405	12,058,758
無形固定資産		
その他	72,587	69,174
無形固定資産合計	72,587	69,174
投資その他の資産		
長期貸付金	617,635	607,527
その他	1,111,571	1,172,074
投資その他の資産合計	1,729,207	1,779,602
固定資産合計	13,291,199	13,907,535
資産合計	23,483,470	24,830,576
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,924,675	3,996,902
1年内返済予定の長期借入金	56,004	56,004
未払法人税等	319,369	166,848
賞与引当金	227,172	56,572
その他	2,066,528	2,389,983
流動負債合計	5,593,749	6,666,310
固定負債		
長期借入金	97,987	83,986
退職給付引当金	836,864	841,246
資産除去債務	16,980	214,547
その他	1,083,622	1,006,553
固定負債合計	2,035,453	2,146,333
負債合計	7,629,203	8,812,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,639,253	1,639,253
資本剰余金	1,566,100	1,566,100
利益剰余金	12,650,193	12,840,606
自己株式	2,980	27,950
株主資本合計	15,852,565	16,018,009
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,701	76
評価・換算差額等合計	1,701	76
純資産合計	15,854,267	16,017,933
負債純資産合計	23,483,470	24,830,576

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
売上高	12,670,686	13,385,653
売上原価	9,495,481	9,925,481
売上総利益	3,175,204	3,460,171
営業収入	143,209	134,988
営業総利益	3,318,414	3,595,159
販売費及び一般管理費	2,663,179	2,906,531
営業利益	655,234	688,628
営業外収益		
受取利息	1,010	899
受取配当金	168	160
その他	1,733	2,013
営業外収益合計	2,912	3,072
営業外費用		
支払利息	144	103
その他	140	113
営業外費用合計	285	216
経常利益	657,861	691,484
特別損失		
固定資産除却損	-	59
特別損失合計	-	59
税引前四半期純利益	657,861	691,424
法人税、住民税及び事業税	135,573	144,042
法人税等調整額	69,867	71,305
法人税等合計	205,440	215,347
四半期純利益	452,420	476,077

【注記事項】

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
減価償却費	163,970千円	188,849千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2022年10月1日 至2022年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	228,531	20	2022年9月30日	2022年12月26日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自2023年10月1日 至2023年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年12月22日 定時株主総会	普通株式	285,663	25	2023年9月30日	2023年12月25日	利益剰余金

(金融商品関係)

前事業年度末(2023年9月30日)及び当第1四半期会計期間末(2023年12月31日)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度末(2023年9月30日)及び当第1四半期会計期間末(2023年12月31日)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度末(2023年9月30日)及び当第1四半期会計期間末(2023年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自2022年10月1日 至2022年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自2023年10月1日 至2023年12月31日)

当社は、食料品主体のスーパーマーケット事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
スーパーマーケット売上高	12,670,686千円	13,385,653千円
その他	39,898	35,431
顧客との契約から生じる収益	12,710,584	13,421,085
その他の収益(注)	103,311	99,556
外部顧客への売上高	12,813,895	13,520,641
収益認識の時期		
時点で移転される財又はサービス	12,710,584千円	13,421,085千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	-	-
顧客との契約から生じる収益	12,710,584	13,421,085
その他の収益(注)	103,311	99,556
外部顧客への売上高	12,813,895	13,520,641

(注)「その他の収益」は不動産賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり四半期純利益	39円59銭	41円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	452,420	476,077
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	452,420	476,077
普通株式の期中平均株式数(株)	11,426,552	11,417,852

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2023年11月10日開催の取締役会において決議いたしました、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式取得について、以下のとおり実施いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上を図るとともに、市場環境、経営環境等の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策を実施していくため。

2 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	20万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.75%)
株式の取得価額の総額	2億円(上限)
取得期間	2023年11月13日から2024年9月20日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

3 取得の結果

(1) 2023年12月31日以前に取得した自己株式の内容

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	28,300株
株式の取得価額の総額	24,969,900円
取得した期間	2023年11月21日から2023年12月31日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

(2) 2024年1月1日以降に取得した自己株式の内容

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	10,000株
株式の取得価額の総額	9,014,600円
取得した期間	2024年1月1日から2024年1月31日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月14日

株式会社ダイイチ

取締役会 御中

監査法人 銀 河
北海道事務所代表社員 公認会計士 川上 洋司
業務執行社員代表社員 公認会計士 木下 均
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイイチの2023年10月1日から2024年9月30日までの第70期事業年度の第1四半期会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイイチの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認め

られる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。